

# 令和 3 年第 7 回 農業委員会 総会 議事録

令和 3 年 7 月 1 日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年7月1日(木)

午後3時2分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第38号 農地法第3条許可について

議案第39号 農地法第4条許可について

議案第40号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第41号 農地法第5条許可について

議案第42号 非農地証明について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 特定農地貸付けに係る承認について

[ 報 告 ]

報告第38号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第39号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第40号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第41号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第42号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第43号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第44号 農用地利用集積計画の失効について

報告第45号 専決処分の報告について(土地改良法第3条第2項)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香	23 番 蛭 原 安 徳
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	19 番 川 越 達 也
-------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長

松田美



委員

日高隆志



委員

松田真郎



午後 3 時 2 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、19 番川越達也委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、1 番日高隆志委員、24 番松田真郎委員を指名いたします。

次に、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

令和 3 年 6 月 28 日付で新たに農業委員に任命された金丸忠弘委員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

それでは、ここで金丸委員から挨拶の申出がありますので、これを許します。

○3 番（金丸委員） こんにちは。緊張しいなもので、始まる前から汗びっしょりですけど、金丸と申します。手取り足取り教えてもらわないと本当に何にも分かりません。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（松田） 以上で挨拶を終わります。

次に、議席の決定についてですが、金丸忠弘委員の議席につきましては、議長において、ただいま御着席の 3 番の議席といたします。

なお、農業委員会専門委員会についてでございますが、設置要綱の中で「委員は、いずれかの専門委員会に所属すること」との定めがありますので、金丸忠弘委員には「経営改善推進委員会」への所属をお願いいたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 38 号「農地法第 3 条許可について」は 9 件でございます。

議案第 39 号「農地法第 4 条許可について」は 6 件でございます。

議案第 40 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 41 号「農地法第 5 条許可について」は 23 件でございます。

議案第 42 号「非農地証明について」は 3 件でございます。

議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定について」は 47 件でございます。

議案第 44 号「特定農地貸付けに係る承認について」は 1 件でございます。

以上、審議件数は 90 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、13 万 1,844 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、10 万 3,710 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第 38 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 102 番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 102、2 ページの番号 103、番号 106 が該当しますが、申請者が基盤強化法と 3 条申請の手続き方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの107番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第39号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号15を御覧ください。

申請人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家です。

お手元の「農地法第4条許可資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町東上那珂にあります宮崎国際ゴルフ倶楽部から北に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に牛舎等を建て利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地



利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は、敷料に混ぜて堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

次に、番号 16 を御覧ください。

申請人は宮崎市高岡町小山田に本拠を置く農産物の生産販売等を営む法人です。

お手元の「農地法第 4 条許可資料」を御覧ください。

4 ページに位置図、5 ページに航空写真、6 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、4 ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町小山田にあります瓜田ダムから北東に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに農業用残渣置場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に除外済みで、除外後は農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、申請地を転圧し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われます。また、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

最後に、番号 17 を御覧ください。

申請人は宮崎市波島在住の個人など 2 名です。申請地は、宮崎市大島町にあります東大宮小学校から東に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を通路にしたく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、5ページの番号19です。番号19の案件については始末書付の案件となっています。農地法の許可を得ずに農家住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号15番、16番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、5ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15番小倉俊博委員退室）

○事務局（領家） 番号18を御覧ください。

申請人は宮崎市大字加江田在住の農家です。申請地は、宮崎市大字熊野にあります木花地域センターから南に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農地改良に伴う土砂の仮置場として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透及び道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15 番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 議案第 40 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 7 を御覧ください。

本案件は、宮崎市佐土原町西上那珂の農地をそれぞれ個人住宅敷地、資材置場にすする目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、昭和 52 年 8 月 2 日、平成 10 年 7 月 22 日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途を事務所や資材置場等に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、11 ページの議案第 41 号番号 128 で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 41 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15 番小倉俊博委員退室）

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 115 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の農家、受人は宮崎市大島町在住の個人 2 名です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から北に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 116、118 です。

最後に、番号 117 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字恒久在住の個人、受人は宮崎市大字加江田在住の農家です。申請地は、宮崎市大字熊野にあります木花地域センターから南に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農地改良に伴う土砂の仮置場として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透及び道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 次に、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号119を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の個人など2名、受人は新富町に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から北に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「第1種農地の割合が3分の1以下での、隣接する土地との一体利用する場合」に該当しています。申

請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○4番（久保田委員） 122番についてお尋ねいたします。駐車場、資材置場となっておりますけれども、2,552平米というのはかなり広い面積であります。これだけの面積が要るのか、近い未来にこれが用途変更の可能性があつて住宅用地として変更できるものかどうか、その2点お尋ねいたします。

○事務局（領家） 本案件につきましては、受人の事業所が借りている敷地の賃借が切れるので、新たな代替地を探しているということで上がってきました。借りている敷地が1,400平米であり、そのほかのところにも資材を置いているということで、そこもあわせて集約するそうです。また、利用計画図については、様々な資材を置くことから、転用面積は適正かと考えています。こちらの土地の農地区分につきましては第2種農地になりますので、宅地への変更についても可能な土地となっております。以上です。

○4番（久保田委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 42 号非農地証明について、14 ページを議題とします。

○事務局（川越） 議案第 42 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、3 件の案件について説明いたします。

まず、申請番号 17 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、申請番号 18 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

最後に、申請番号 19 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、6 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 43 号農用地利用集積計画の決定について、15 ページから 32 ページまでの利



用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(16 番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局（新川） 議案第 43 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、15 ページの番号 88 番から 16 ページの番号 90 番までの 3 件でございます。

利用権設定につきましては、17 ページの番号 415 番から 32 ページの番号 441 番までの 27 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 2 件、新規設定が 1 件、賃借権の再設定が 9 件、新規設定が 15 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○5 番（鬼塚委員） 申請番号 89 番と 90 番、これらの賃借料がかなり高いと思われませんが、施設園芸として利用される方に貸されるのか、分かっているならば教えてください。

○事務局（新川） 借り手についてということなのですが、事務局に上がってくる内容は、貸し手から中間管理機構に貸す内容だけであり、その先の配分計画については、後日上がってくるので、また分かり次第、個別で連絡させていただきたいと思っております。

○事務局（西領） 今、事務局から説明があったように、農地中間管理機構が借受するまでが農業委員会総会に諮られており、農地中間管理機構から貸付する場合は農地中間管理機構で行われるので、誰に貸付されるか事務局で一定の期間が経過しないと分かりませんので、確認が取れ次第、地区別連絡会で皆さんに御報告させていただこうと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

○5 番（鬼塚委員） 借り手の情報というよりも、利用目的が施設園芸なのか何なのかとかいうのが分かるだけでもいいのですが。賃借料の料金を見たときに 3 反で 15

万とかいう金額だから、施設園芸なのかなとは思いますが、そういう情報も入ってこない状態でしょうか。

○事務局（西領） 確認が取れ次第、報告させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、33 ページから 41 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、33 ページの番号 442 番から 41 ページの番号 458 番までの 17 件でございます。

なお、41 ページの番号 457 番、458 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 44 号特定農地貸付けに係る承認について、42 ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 特定農地貸付けに係る承認について御説明いたします。

特定農地貸付けの承認とは、いわゆる市民農園を開設する際に必要な手続の一つで、

本案件の説明の前に市民農園について御説明いたします。

本日お手元に「市民農園をはじめよう」と書いた資料と「特定農地貸付法資料」をお配りしております。この資料を基に御説明させていただきます。

まず、「市民農園をはじめよう」の資料を御覧ください。

資料表紙裏の上段に記載されてあるとおり、市民農園とは、サラリーマン家庭や都市部の住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの目的で、農家でない方々が小さい面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。

市民農園は、自治体、農協、農家、NPO法人などが開設できるようになっています。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

市民農園の開設方法を御説明いたします。

市民農園の開設方法は、「貸付方式」と「農園利用方式」の2つがあります。

貸付方式とは、農園利用者に農地を貸す方式で、今回の案件にもなっております特定農地貸付法の手続が必要となります。通常、農地の貸し借りについては、農地法第3条の許可もしくは農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の告示が必要ですが、特定農地貸付けの承認を受けた農地については、これらの許可等が不要となります。

農園利用方式とは、農園利用者に直接農地は貸さず、農園管理者の指導の下で農園利用者が継続的に農作業を行う方式です。農園利用方式の場合は、農地法等の手続は必要ありません。

なお、市民農園の開設に合わせ、敷地内に倉庫や休憩施設などを設置する場合は、市民農園整備促進法の手続が必要となります。

それでは、今回の案件について御説明いたします。

議案書42ページを御覧ください。

本案件は、特定農地貸付法の手続で市民農園を開設するものです。

特定農地貸付法の承認を受けるためには、農地の管理方法などについて農地がある市町村と協定を結び、また貸付期間や賃料など市民農園の運営方法についての規定を

定め、これらを添付し、農地が所在する農業委員会に承認申請を行います。

申請を受けた農業委員会は、市民農園の位置や面積が適当であるか、募集や選考の方法が公平であるか、貸付期間やその他条件が適正であるかなどを審査し、これらの要件を満たしている場合に承認されます。

なお、この承認について、特定農地貸付法施行令第4条第3項によれば、承認の際に提出した貸付規程に従って、特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができるとされております。

「特定農地貸付法資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに区画配置図を掲載しておりますので、御参照ください。

開設者の特定非営利活動法人住吉つなぎ相愛は、高齢者や子供、その他の手助けを必要とされる方々に対し、生活支援等を行う法人です。今回、菜園作りを通じて多世代交流・食育を行いたく申請に及んだものです。

本案件の市民農園は、1 ページの位置図のとおり、住吉南小学校から東に約 700 メートルの場所に位置する土地です。

事業計画といたしましては、1 区画当たり 16 平方メートルで区画数が 54 区画、賃料は 1 区画当たり年間 6,000 円、貸付期間は 1 年間で、募集方法は住吉つなぎ相愛独自の広報誌に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募を予定しております。

選考方法は、募集期間内の申込者から決定、募集を上回る場合については抽選による決定といたしております。

申請地は、農地の広がりがある市街化調整区域内の青地ではありますが、周辺の農地への影響等もなく、事業規模も小規模であることから、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を生ずるおそれはないものと思われれます。

以上を踏まえ、特定農地貸付法第3条第3項に規定する特定農地貸付けとしての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

この案件につきましては、6月29日、30日に、松田会長と久保田委員、日高委員のほか、担当地区の最適化推進委員で現地調査を行っております。また、最適化推進委員の話によりますと、申請地は以前、耕作放棄地になっていたため、遊休農地解消

にもなっているとのことでした。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14番（持原委員） これは無料開放でやるんですか。それとも有料ですか。

（「有料です。6,000円」と言う者あり）

○14番（持原委員） 1区画が6,000円、幅もちょっと狭くなっているからですね。分かりました。

○23番（蛭原委員） この土地の地目が登記上は山林であります。航空写真を見たら相当立派な農地になっていると思います。この周りも相当山林のようなところがいっぱいあるような気がします。この土地は相当前に開墾か何かをして畑にされたところなのではないでしょうか。それとも、この周りのところも同じような条件で、例えば開墾されたところが地目はずっと山林のまま変わらないところばかりで、現在はまたそこを耕作放棄地にして、こういう状況になっているような地域なのではないでしょうか。この一連のところは全部農地であってもよさそうな航空写真だなと思ったので、分かれば教えてください。

○事務局（川越） そこはもともと山林で、開墾されてこういう形になったのかというところの確認は、申し訳ございませんが、しておりません。ただ、周辺の状況を見ますと、この航空写真のように、西側のほうは山林化しているような状態、南側につきましては、やはり山林化・原野化しているような状態になっているというのは現地調査で確認できました。以上です。

○1番（日高委員） 私の管轄で、相談を受けまして、市民農園の場所を探してくれ、やりたいからということで相談があった経緯がございましたので、補足説明させていただきます。この場所は、今はきれいになって整地されておりますが、作り手がいない遊休農地でございます。下のほうは耕作者がいらっしゃいました。道路の下のほうは遊休農地ということで荒れていたわけで、そこを整地して市民農園を開いたということでございます。それと、南側の後ろのほうは今も遊休農地ということで、荒廃農地になっておりますが、そこも順次整地していこうという考え方でいらっしゃるようです。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 38 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 9 件でございます。

報告第 39 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 21 件でございます。

報告第 40 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 41 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 22 件でございます。

報告第 42 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 43 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 19 件でございます。

報告第 44 号は、「農用地利用集積計画の失効について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 45 号は、土地改良法第 3 条第 2 項に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

なお、報告第 38 号、第 39 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 40 号、第 41 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 57 分閉会